

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、A県B郡に所在し、自動車部品や金型・治工具の製造販売業を営むC会社に技術スタッフとして勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日午前8時5分頃、自宅から上記会社に自家用自動車で出勤する途中、A県D市内において、前を走行する自動車が停車したため自車を停止させたところ、後続車に追突され負傷（以下「本件通勤災害」という。）した。

請求人は、同日、E病院に受診し、「頸椎捻挫、頭部打撲傷、脳挫傷の疑い、頸髄損傷の疑い、腰椎捻挫」と診断され、その後、F医院、G病院、H医院において治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求人らは、請求人が訴えている両上肢のしびれについて、自賠責保険は、「局部に神経症状を残すもの」ものとして第1 4級9号に該当すると認定しているにもかかわらず、労災保険は非該当としているのは不当である旨主張している。

主治医であるI医師は、平成○年○月○日付け診断書及び平成○年○月○日付け医師意見（面接）において、要旨、「神経内科で電気生理的検査を施行したが明らかな異常は認められなかった。」、「脊髄の損傷や圧迫等はなく、医学的根拠はない。」との所見を述べていることに鑑みると、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウで説示するとおり、障害等級には該当しないものと判断する。

なお、自賠責保険と労災保険は、制度が異なるものであり、障害等級認定基準に基づく判断が常に一致するとは限らないものであり、請求人らの主張は認められない。

さらに、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「両上肢のしびれ」については、神経障害性疼痛、本人の精神的負担等を考慮すると障害等級第1 2級に該当すると考える旨の意見を述べているが、障害等級の決定に当たって、精神的負担等を考慮することにはなっておらず、同医師の意見は採用することができない。

(2) 請求人らは、請求人が訴える「頸部の焼け付くような痛み」について、脊椎

圧迫骨折等による脊柱の変形に伴う受傷部位の疼痛として評価することは不当であり、別個の原因に由来する神経症状として捉えるべきである旨主張している。

請求人の頸部痛について、I 医師は、平成〇年〇月〇日付け医師意見（面接）において、要旨、「受傷部位及び周辺の疼痛等については、椎弓の手術を行う際に後頸部の筋肉をすべてはがしたことにより、組織が損傷されるため疼痛が残っているものである。程度としては、時に強い痛みのため労働に差し支えることもあると考える。」と述べており、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のウで説示するとおり、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

なお、I 医師は、当該神経症状について、平成〇年〇月〇日付け意見書において、独立した別の神経症状として捉える理由として、大学の脳R I等の検査において、脳血流の低下が認められていることを掲げているが、請求人の脳血流の低下は、医学経験則上、疼痛により交感神経が反応して血管が収縮するために生ずるものであると史料される。

いずれにしても、請求人の当該神経症状は、上記のI 医師の所見から椎弓の手術を行う際に後頸部の筋肉を全て剥がしたことにより生じているものであり、脊柱の変形（請求人の場合、3個以上の脊椎について、椎弓形成術を受けていることから第11級に該当する。）に伴う受傷部位の疼痛であるとみるのが相当であって、障害等級の認定基準によれば、このような場合、いずれか上位の等級により認定するとされており、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のエで説示するとおり、上位等級である第11級に該当すると判断する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められない。

(4) なお、請求人は、再審査請求の理由において、障害特別支給金及び障害特別一時金の支給に関する処分も取り消すべき旨を主張しているが、これらについては、そもそも保険給付ではないことから、当審査会の審査の対象外の事項に関するものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。